

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム せきこもれび

(介護予防)短期入所生活介護

重要事項説明書

社会福祉法人 香徳会

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム せきこもれび  
(介護予防)短期入所生活介護  
重要事項説明書

< 1 > 当施設の概要

(1) 当施設の名称および所在地などは、次のとおりです。

- ・事業所名 特別養護老人ホーム せきこもれび
- ・所在地 岐阜県関市肥田瀬4027番2  
郵便番号 501-3911
- ・電話番号 0575-46-8000
- ・管理者名 森 小百合
- ・開設年月日 2016年 4月 1日
- ・介護保険指定番号 2170201343号

(2) 当施設の従業者の職種および員数は、次のとおりです。(長期入所の職員含む)

職種	人数	勤務形態
管理者	1名	常勤・専任
事務員	3名以上	常勤・専任
生活相談員	1名以上	常勤・兼務
介護支援専門員	1名以上	常勤・専任、常勤・兼務
介護職員	27名以上	常勤・兼務、非常勤・専任
看護職員	3名以上	常勤・兼務、非常勤・専任
機能訓練指導員	1名以上	常勤・兼務、非常勤・兼務
医師	1名	非常勤・兼務
管理栄養士	1名以上	常勤・専任

(3) 従業者の職務内容は、次のとおりです。

- ・管理者  
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。管理者に事故があるときはあらかじめ管理者が定めた従業者が管理者の職務を代行します。
- ・事務員  
施設の庶務及び会計事務を行います。
- ・生活相談員  
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- ・介護支援専門員  
利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、短期入所生活介護計画の原

案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。

- ・介護職員  
利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務を行います。
- ・看護職員  
医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、健康管理、保健衛生業務を行います。
- ・機能訓練指導員  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- ・医師  
利用者の診療、健康管理、保健衛生管理指導を行います。
- ・栄養士  
利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導を行います。

(4) 当施設の利用定員は、20名です。

(5) 当施設が提供するサービスは、次のとおりです。

① 基本原則

- ・利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援します。
- ・各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮します。
- ・利用者のプライバシーの確保に配慮します。
- ・利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行います。
- ・従業者は、短期入所生活介護サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。

② 介護

- ・各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。
- ・利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持てるように適切に支援します。
- ・身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法で入浴していただきます。
- ・排泄が自立できるように支援します。
- ・おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、おむつの適切な取り替えを行います。
- ・着替え、整容等の日常生活上の行為の適切に支援します。



## < 2 > 利用料金

- ・施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施します。別紙料金表のとおりとなります

### (1) 利用料金の支払い方法

- a 支払いの方法は、利用者が指定する金融機関の口座からの自動引落によりお支払いください。ただし、支払い方法は相談に応じます。
- b 当施設から、毎月20日前後までに、前月分の請求書を発行します。その月の27日までに支払いください。支払いが確認できましたら、領収書を発行します。なお、自動引落により支払いをされる場合は、毎月27日またはその後の金融機関営業日に引き落としとなります。

## < 3 > その他の重要事項および確認事項

### (1) 苦情等への対応

- ・当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口      TEL 0575-46-8000

苦情受付担当者    生活相談員    山口裕美子・白築瞳

○行政機関その他の苦情相談窓口

関市健康福祉部    高齢福祉課    介護保険係

連絡先    TEL 0575-23-8993

岐阜県中濃県事務所    福祉課

連絡先    TEL 0575-33-4011 (代表)

岐阜県健康福祉部    高齢福祉課    介護保険者担当

連絡先    TEL 058-272-1111

(内線2598~2599)

岐阜県国民健康保険団体連合会    介護保険課苦情相談係

連絡先    TEL 058-275-9826

- ・施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告します。

### (2) 身体拘束の対応

- ・施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

### (3) 虐待防止に関する対応

- ・施設サービスの提供にあたっては、利用者の擁護・虐待防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
  - ② 利用者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
  - ③ その他虐待防止のためにカメラの設置等必要な措置を講じます。
- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。
  - ・必要性に応じて成年後見人制度の利用支援を行います。
  - ・介護相談員の受け入れを行います。
  - ・その他必要な措置を講じます。
  - ・施設サービス提供中に当該施設職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(4) 従業者等へのお心づかいは、一切ご遠慮申し上げます。

- ・当施設では、利用者様本人、家族様その他の利用者様の関係の方から、現金や商品券、季節の贈答の金品、菓子折などの、いわゆる「お心づかい」は、一切受け取りません。万一、なんらかの金品をお持ちいただいても、事情に関わらず一切受け取りませんので、持ち帰りいただくこととなります。なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(5) 貴重品の持ち込み

- ・原則貴重品の持ち込みはご遠慮いたします。万一お持込された場合は本人様管理とさせていただきます。またそれに伴い紛失され場合、当施設は責任を負い兼ねますのであらかじめご了承ください。

(6) 非常災害対策対応

- ・当施設は、消防法施行規則第3条に定めのある、消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者を設置して、これらに基づいて非常災害対策を行います。

## < 4 > 個人情報 の 取 り 扱 い

(1) 当施設での、利用者等の個人情報は、以下に示す場合に、目的に沿って利用します。これ以外の場合には、正当な理由なく目的以外に利用することはありません。

- a 当施設でのサービス提供に必要な場合
  - ・当施設の従業者間での必要な情報の交換
  - ・介護保険関係法令に定める、必要な事務手続き
  - ・利用開始時および終了時の情報管理
  - ・料金請求などの経理処理手続き
- b 行政当局その他の関係機関、関係者などへの情報提供に必要な場合
  - ・行政当局その他の関係機関および関係者に対する、利用者へのサービス向上のために必要な情報提供
  - ・協力医療機関その他の関係する医療機関に対する、利用者の病状など診療および医学的管理に必要な情報提供

- ・利用者の家族あるいは代理人に対する、利用者の病状および心身の状況の説明
  - ・介護保険関係法令に定める、行政当局などへの介護保険情報の提供
  - ・介護報酬審査支払機関への、介護報酬請求事務のための情報送付
  - ・行政当局などからの情報照会に対する回答
  - ・損害賠償保険事務に必要な保険引受機関への情報提供
- c その他の場合
- ・当施設での、サービスの質の向上および業務改善のための基礎資料
  - ・当施設で受け入れている、各種の教育機関の学生の実習への協力
  - ・当施設の従業者が行う、医療・福祉に関する研究活動
  - ・行政当局その他の関係機関が行う、当施設に対する指導・監査
  - ・施設内での受傷の原因・虐待を疑う事案の解明（カメラによる録画）

## < 5 > サービス利用中に起こりうる危険

当施設では利用者様が快適な生活を送っていただけるよう、安全、安楽な環境づくりに配慮します。しかし、利用者様の身体的な状況や病気、その他様々な理由によって事故や、体調不良による急変が伴うことを十分にご理解ください。

- (1) 骨折、外傷（内出血、皮膚剥離）、頭蓋内損傷などの受傷
- ・高齢者は、骨や血管、皮膚が弱く少しの衝撃であっても重傷となってしまうことがあります。当施設では、利用者様の人権、尊厳保持の観点から基本的には身体拘束や行動の制限を行いません。その為、歩行時の転倒、ベッド、車いす、椅子からの転落等による骨折、外傷、頭蓋内損傷などが生じる恐れがあります。事故が起きる可能性をご理解下さい。
- (2) 病気の急な悪化や、新たな病気の発症
- ・持病や新たな疾患を原因とした急変により、脳や心臓、全身などに症状が現れ、重大な症状を引き起こす事や、死に至ることがあります。また、加齢や、嚥下機能の低下によって引き起こされる、食事や、急な嘔吐による誤嚥、誤飲、窒息の危険性もあります。
- (3) 施設からの離設
- ・認知症などにより危険予測等の判断能力が低下したことが原因で、施設から出てしまわれる（以下、離設とします）可能性がございます。当施設はユニットケアを行う施設として、より家庭的な構造になっている事や、地域との交流の為、開放スペースを設ける事もございます。離設防止の為、細心の注意を払っておりますが、離設の可能性をご理解下さい。また、離設されたと判断された場合、警察への通報を行う事がございます。

< 確認欄 >

私は、介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム せきこもれびの（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に当たって、重要事項説明書の内容について説明をおこない、書面をお渡ししました。

年 月 日

説明者

\_\_\_\_\_

< 署名欄 >

私は、介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム せきこもれびの（介護予防）短期入所生活介護サービスを受けるに当たって、重要事項説明書の内容について十分な説明を受け、理解し納得しました。その上で、この重要事項説明書に署名し、利用の契約を締結します。

年 月 日

利用者本人氏名\_\_\_\_\_

代筆者氏名\_\_\_\_\_

(続柄)

契約施設 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム せきこもれび

施設長 森 小百合\_\_\_\_\_

以下余白